

第9回 人への投資ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時： 令和5年3月15日（木）16:00～18:06
2. 場所： 中央合同庁舎第8号館12階1224会議室 ※Zoomによる開催
3. 出席者：
 - （委員） 大槻 奈那（座長）、中室 牧子（座長代理）、菅原 晶子
 - （専門委員） 工藤 勇一、鈴木 俊晴、水町 勇一郎、森 朋子、戸田 文雄、村上 文洋
 - （事務局） 辻次長、黨参事官
 - （説明者）（文部科学省）
 - 安彦 広齊 文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育担当）
 - （厚生労働省）
 - 野村 知司 厚生労働省大臣官房審議官（子ども家庭、少子化対策、児童虐待防止担当）
 - 本後 健 厚生労働省子ども家庭局保育課長
 - （内閣府）
 - 丸山 浩二 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
 - （有識者）
 - 元紺谷 尊広 北海道有朋高等学校長・北海道高等学校遠隔授業配信センター長
 - 轟 麻衣子 株式会社ポピンズ 代表取締役社長
 - 松岡 建志 株式会社ポピンズ 執行役員
 - 小野 綾子 株式会社ポピンズエデュケア マネージャー
4. 議題：
 - （開会）
 - 1. 個別最適な教育の実現に向けた遠隔教育の活用促進
 - 2. 保育人材の人手不足対策（短時間保育士の活用のフォローアップ・保育士の週休3日制度の導入促進）
 - （閉会）
5. 議事概要：

○事務局 それでは、皆様、おそろいになりましたので、第9回「規制改革推進会議 人への投資ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、事務局から会議に関する連絡事項を申し上げます。

本日はオンライン会議となりますので、画面共有はいたしますが、あらかじめ送付いたしました資料を御準備いただきますようお願いいたします。

会議中は雑音が入らないよう、通常は画面左下のマイクアイコンでミュートにさせていただくとともに、発言される際にはミュートを解除して御発言いただき、発言後は速やかにミュートに戻していただくよう御協力をお願いします。

また、本ワーキング・グループでは、後日、議事録を公開するとともに、会議終了後、事務局より記者ブリーフィングを行うこととしておりますので、御承知おきください。

続きまして、本日のワーキング・グループの出欠状況について御報告いたします。ワーキング・グループの構成員につきましては、宇佐川専門委員が御欠席でございます。また、本日は構成員の皆様に加えて、村上専門委員、戸田専門委員が御参加でございます。

それでは、今後の議事進行につきましては、大槻座長にお願いしたいと思います。

大槻座長、よろしくお願ひいたします。

○大槻座長 よろしくお願ひいたします。

それでは、議題1「個別最適な教育の実現に向けた遠隔教育の活用促進」について議論したいと思います。

まずは文部科学省から遠隔教育について、全般的な活用の状況や病気療養中の生徒に対する実施状況、関連する特例制度の実施状況について説明いただき、続きまして、教育現場での遠隔教育を積極的に実施されている有識者の方から、取組の状況や遠隔教育に関する制度上の課題についてヒアリングを行った上で議論を行いたいと思います。

本日は、御説明者として文部科学省大臣官房審議官の安彦広斉様にお越しいただいております。それでは、15分程度で御説明をよろしくお願いいたします。

○文部科学省（安彦審議官） 今、御紹介いただきました文科省大臣官房審議官（初等中等教育担当）の安彦です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから遠隔教育の活用促進に向けた取組について御説明させていただきます。

まず、1ページを御覧いただければと思います。遠隔教育の活用場面、効果について簡単に画像を入れながら説明させていただきます。

一つは多様な人々とのつながりを実現するというような活用での遠隔教育が一番左のほうでございます。

真ん中が教科の学びを深める遠隔教育ということでございまして、これは小学校のプログラミング教育、新しく今回の学習指導要領から始まったものですが、こういったものを実現する上で、大学と接続して実現している事例です。あと、社会教育施設でのバーチャル見学というような形で教室にしながら社会教育施設を見学するというようなことにも活用できております。また、高校でも教科・科目充実型というような授業、後ほど詳細に説明しますが、そういった形での実施というのが真ん中に当たります。

また、右のほうは個々の児童生徒の状況に応じたということで、外国人児童生徒への日本語指導というような形を遠隔で実現するもの、また、病気療養児に対しての学習指導を遠隔教育で実現するものでございます。

続いて2ページで、こちらは遠隔教育の実施状況ということでございます。実施しているところの合計が71.6%ということで、かなり実施率が高まってきておりますけれども、その一方で、意向はあるけれども、実施できていないというところが、まだ10%あるということ、また、実施していないというのが18.3%ですけれども、特に実施したいという意向はあるけれども、実施できていないこの10%、ここを全て実現することが必要なのかと認識しております。

3ページは予算事業でございまして、GIGAスクール運営支援センターの機能強化でございまして。ここで特に関係が深いと思われるのは、真ん中の左ぐらいのところにネットワークのトラブル対応、アセスメントというのがございます。特に遠隔授業をやる場合、ネットワークのスピードが確保されていないとできないということもありますし、また、セキュリティーの関係もしっかりしてなくてはならないということもございまして、このところをしっかりとサポートすることが大事なかなと思っています。特にNTTフレッツ回線を通じてやる場合、最近、企業でもリモートで仕事をするということが増えている関係もあって大変混雑しているということで、なかなかつながりづらいとか、そんな現状があるということで、そういったことも含めて解決を目指してサポートするものでございます。

4ページは学校のICT環境整備全般に関しての地方財政措置でございまして。以前はテレビ会議システムのような機材が特別に必要なわけなのですが、最近は1人1台の端末整備が実現しておりますので、そういったものを活用すると、特に新しい投資がなくても遠隔教育が実現できるような状況になってきている。そういった財政状況を担保するための交付税措置として、毎年1805億円措置されているというものでございます。これは計画としては令和6年度まで延長して措置が続くということでございます。

5ページ目はICT活用教育アドバイザー事業ということで、専門家の方の謝金とか旅費を文部科学省のこの事業で出して、アドバイザーを派遣するというような事業でございまして。特に疑問とか相談、こういったものをアドバイザーの要請をしていただければ適任者を選定する。例えば遠隔教育ということであれば、いろいろな取組をしたことがある事業者さんであったり、大学の先生であったり、状況に応じて適切な方を御紹介、派遣できるというような事業でございまして。

続きまして、6ページは遠隔教育に関する実証事業の成果についてまとめたものでございます。これは令和2年度の予算事業で実施したものでございますけれども、この事業の成果をガイドブックという形で左の真ん中ぐらいにありますけれども、これは第3版になりますけれども、遠隔教育システム活用ガイドブックというものを発行しております。

また、右側のほうで、遠隔教育のフォーラムを実施しております、こういった成果報告をするとともに、分類別に遠隔教育の事例の動画を作ったりしております。また、遠隔

教育のスタートを支援するという事でYouTubeの動画も作っている。こういったことを実施しております。

続きまして、7ページは遠隔教育の特例校制度ということでございまして、これは中学校になります。真ん中の左のほうの図ですけれども、遠隔教育を行う際に、双方の学校に例えば数学の免許を持った人が必要だということになっているわけですけれども、これは遠隔教育特例校制度を使いますと、数学の免許を保有していなくても、右側のB中学校の教員でさえあればいいというような形での特例校制度を実施しているところでございます。

続きまして、8ページが遠隔教育の特例校制度の実施状況ということで、全体で12校ということで、まだサンプルは多くないのですけれども、この中でいろいろと結果を抽出しております、特に遠隔計画を実施する上での課題を聞いておまして、一番課題として挙がっているのは、生徒の学習の様子が見取りづらいつつとか、先ほど言ったように、回線によっては接続が不安定だというようなことで、遠隔教育をする上では非常にどちらも大きな課題かと思っております。こういった課題が挙げられているということでございます。

続きまして、9ページは遠隔教育の特例校制度の実施状況、また同じ調査でございましてけれども、ここでも遠隔教育に関してのいろいろなデータを取っております。特に左下のほうの遠隔授業の履修に関する希望ということで、ここで今後も受けたいと思うということ、また、対面、どちらでもいいですということで遠隔授業そのものだけが課題ではないというような状況もあるかと思っております。

続いて、10ページは高等学校における遠隔授業ということで、先ほど中学校にあったパターンというのが一番右側の教科・科目充実型ということなのですけれども、高校の場合は、既に遠隔教育の受信側の教員については当該免許状がなくてもいいというような形で、高校のほうは制度化しているところでございます。

3つのタイプがある中で、合同授業型というのは双方に先生がいて一緒に授業をやるというようなことで、小規模校と大規模校をつないだり、小規模校同士をつないだりという形で一緒に授業をしながら、多様な考え方に触れる、そういったものを実現しようとするものでございます。

真ん中の教師支援型というのは、ALTとか高度な専門家の方をお呼びして、これは配信して、受信側の学校にそういった専門家がいなくても、そういった専門家の方と一緒に授業ができるというようなパターンでございまして。

一番右が先ほど説明した相手側に当該免許状の先生がいなくても多様な科目が開設できる。例えば自分の学校には数学Ⅲが開設されていないという高校があった場合に、どうしても国立の理系の学部に進学したいといった場合に、数Ⅲを学びたいといった生徒の希望をかなえるようなこともできるというようなものでございます。

11ページを御覧いただければと思います。そういった様々な科目を充実させるという意味では、小規模校を中心にどうしても多様な科目が開設できない、もしくは場合によっては当該免許状を持っている先生がいなくてもというような場合が小規模校にはあり得ますの

で、そういったものをカバーし合うということでCOREハイスクールネットワーク構想ということで、これも予算事業で実証しているところでございます。後ほど元紺谷先生のほうから御説明があるので、説明は省略させていただければと思います。

続いて、12ページでございますけれども、こちらの不登校児童生徒においてICTを活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いでございます。背景は御存じかと思いますが、不登校児童生徒の中には、学校は休んでいるけれども、学びたい、そういった意欲がある生徒もたくさんいるわけでございます。右側ですけれども、自治体における取組の数字をグラフで表しております。こういった特例を活用しまして、右の棒グラフ、小学校・中学校合計で1万1541人が実際にそういったICTを活用した出席扱いというような児童生徒の数が増えてきているということでございます。御存じのように不登校の児童生徒は過去最大となっておりますけれども、学びを止めないという観点から、こういったものも活用しながら学びを継続するような取組をしているものでございます。

13ページでございます。こちらは病気療養中の児童生徒の学びの場ということで、イメージ図をつけさせていただいております。当然入院前はそれぞれ自分の在籍校にいたわけですけれども、入院することによって転学する場合と、真ん中が右のほうにずっと伸びておりますけれども、実際には特別支援学校や学級に転学せずに、在籍校による指導や支援を受ける場合、そういったパターンがあるかと思えます。当然病院の中に院内学級を設置しているところもあれば、全くそういう院内学級がなくて、学習スペースがあるというようなところもありますけれども、院内学級を開設されていない病院もあります。様々な形態がありますけれども、そういった場合でも遠隔教育が受けられることが必要な児童生徒はたくさんいるわけなので、そういったことを実現するパターンとして示させていただいております。

14ページでございますけれども、具体的に病気療養児に対しての同時双方向型の配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについての通知でございます。こちらは平成30年の9月に出させていただいた通知でございますけれども、そういった病院の中、もしくは自宅療養中の病気療養児に対しまして、インターネット等のメディアを利用して授業を配信して、同時かつ双方向でやった場合には、校長先生が指導要録上の出席扱いとするということ、また、その成果は当該教科等の評価に反映することができるというようなこととしております。具体的な取組事例は14ページの下のほうにも示させていただいているところでございます。

15ページは高校段階の病気療養中の生徒に対しての遠隔の要件緩和ということでございまして、右のほうを御覧いただければと思うのですが、特例としまして、まず、単位修得数の上限の緩和ということで、これは全体的にそうなのですが、高校の取得すべき74単位のうちの半分弱ですが、36単位を超えないというような形の上限があるところ、その上限を超える単位修得数を認めるというような特例を令和2年から実施しております。

また、受信側の教員の配置要件の緩和ということで、これは令和元年の11月に通知し

たものですけれども、受信側の病室等に当該高校の先生が配置できませんので、必ずしもその配置を要しないという形の特例を設けているところがございます。

続きまして、16ページでございますが、こうしたICTを活用した病気療養児のサポート体制について、令和3年、4年と予算事業で実施してきたものでございまして、その成果の一例でございます。宮城県で行われたものでございますが、病気療養児はどの県立高校で発生するか分かりませんので、そういった制度ができたときに、医教連携コーディネーターを配置しまして、この人が一体的に入院先であったり、学校の専門的な知見を持ちながらちゃんとつないでいくというような形です。そういった方を配置すると非常にスムーズにいつているということで、これはほかの県でも既に実施している県もあります。

こういったことを実施しないと、そういった長期の病気療養児が発生して、特例の仕組みを一からそこからつくり上げようとしても、子供の学びには間に合わないような状況になっていますので、こういった体制をしっかりと組むのはとても大事だということで、事例を紹介させていただいております。

こうした取組を受けまして、17ページでございますけれども、現在、こうした児童生徒のメディアを利用した授業、これは告示で示させていただいているのですが、これを一部改正しようとしております。既にパブリックコメントのほうは実施済みでございまして、この4月から実施できるようにということでございます。時間の関係もあるので手短かに言いますけれども、基本的には同時双方向だったものが、オンデマンド型の授業でも可能とするというものでございます。特に午前中に診療があるときに授業が配信されても、授業に出られないというようなことが日常的にありまして、そういった事情にも配慮するためにはオンデマンド型の授業が必要だろうということで、これをできるようにするというものでございます。

18ページは、そうしたオンデマンド型の授業をできるようにするというところでございますけれども、資料の3ポツのところの赤枠で囲っている部分でございます。これは病気療養中の児童生徒に対するオンデマンド型の授業に係る調査研究ということで、そういったオンデマンド型の授業をできるようにするというところまではいいのですけれども、その実施方法であったり評価方法について、なかなかすぐに円滑にできない場合があるのではないかとということで、そういった調査研究も都度開きつつ、しっかりと伴走支援するような形で調査研究をしていきたいということで、これは来年度予算に計上してあるものでございます。

19ページは全日制・定時制高校の不登校と病気療養生徒を対象とした通信の方法を用いた教育でございまして、今現在8校ということで、今度この4月からもう1校増える見込みでございますけれども、こういった学校が指定されているというものでございます。

続いて、20ページで通信を用いた教育、これは通信制の概要という形になるのですが、全日制・定時制においても、そういった通信の手法を活用するような遠隔教育を実施する場合には、通信制の学校の仕組みを準用するような形で実施しているということでござい

ます。通信教育の方法は左のほうにあるとおり、面接指導と添削指導、試験、これに多様なメディアを利用した指導が加わって実施するというところでございます。

こういった中でも教育課程の特例、特に面接指導といわれているものの回数が指定されております。それが資料の右側の面接指導の各単位時間という形で示させていただいております。特に国語、地歴公民、数学、こういった科目については1単位時間の面接指導が必要だと、あと、実習や実験の科目は面接指導時間がその科目に応じて多いというような構成になっております。こういった形で通信教育を用いた教育を活用しながら実施しているというところでございます。

1点、面接指導のところ（スクーリング）と書いてあるので、ここのところは少し補足が必要かと思えます。大学の場合だと通信制の場合だと面接授業という形でスクーリングと言っているのですが、高校の特に通信の場合の面接指導というのは、どこかの単元のところの授業をこの時間でやるというよりは、その科目の学習を継続するために、面接をしながら一人一人の状況に応じて対面で先生が指導するというで、例えば数学で、この単元はつまずいているよね、これは過去にさかのぼって学び直して、それからもう1回やっごらんとか、その科目単位全体の修得を目指して指導するような、どちらかというより授業するというよりは、そういった指導することが主眼に置かれているものということで、これは高校の特色だと思っております。

最後に21ページでございます。これはオンライン教育に関しての小学校・中学校の保護者に対するアンケート結果ということで、参考につけさせていただいておりますけれども、オンライン教育の中心で対面教育を併用したり、また、対面教育を中心にオンライン教育を併用、基本的には対面教育だけでも、不定期でオンライン教育を利用、こういったところのニーズが大体半分ぐらいということで、完全に対面教育を希望する声も、まだ根強くあるということで、こういった調査もあるということで参考につけさせていただいております。

早足で恐縮ですが、私からの説明は以上とさせていただきます。

○大槻座長 ありがとうございました。

続きまして、有識者の方からお話を聞きたいと思えます。

本日は、御説明者として北海道有朋高等学校学校長 北海道高等学校遠隔授業配信センター長の元紺谷尊広様にお越しいただいております。

では、10分程度で御説明をお願いします。

○北海道有朋高等学校（元紺谷校長） 北海道札幌にあります有朋高校の元紺谷でございます。今日はよろしくお願いたします。

本校は、通信制課程と三部制の定時制課程を併置しております。そこに昨年度から全道の小規模校に遠隔授業を配信する集中化したセンターが併置されております。そういったことから今日はお話をさせていただく機会を得ました。

北海道は皆さんも御存じだと思いますが広いです。広域分散型という特徴があります。

札幌に一極集中、そういったことから小規模校がかなりあります。小規模校ですと1学年1学級しかなく、教職員の数も10人と少なく、そういった学校では設置できる教科・科目数も少ないということから様々な課題を抱えています。そういったことから、地方の小規模校の教育課程を何とか充実させよう、それから、大学進学を目指す中学生が住み慣れた地域で都市部に進学しなくてもいいというようなことをねらって、昨年度4月に遠隔授業配信センターが本校に併置されました。

今年度は離島2校と小規模校27校の29校に授業を配信しています。昨年度から年次進行で行われ来年度完成します。組織体制は、有朋高校の校長がセンター長を兼務し、教頭職のセンター次長1名と、教諭は16名が専任として配置されております。完成年度の来年度はさらに教諭7名が増えます。

こんな科目を配信しております。それから、授業だけではなくて、模擬試験や講習など、進路指導の支援についても行っております。左側が遠隔授業配信センターの様子で、受けている学校が右側、こんな感じで生徒は授業を受けている。

今日は、そういった立場から誰一人取り残さない教育の推進と、生徒を主語にした規制改革という観点で、私からは4点、説明をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、遠隔授業における縛りといいますか、今までも北海道は文部科学省の研究開発校ということで、平成25年からずっと実証研究を進めてまいりました。27年には単位認定ができるということで、文科省のほうで制度設計していただきまして、その後、各教科・科目によって対面のリアル授業を何時間やるという縛りがあるのですけれども、これも令和3年2月に緩和されまして、2単位以上の科目については2時間以上、1単位については1時間以上ということで緩和されます。これが現状です。

ここから提案になるのですけれども、ゼロだと無理かと、対面授業をやらないで全て遠隔授業だけでは無理かという、無理ではないのですけれども、本校の教員は、何時間かは対面授業があったほうが良いというようなことを申しております。ここに細かく書いていますけれども、ここは説明しませんが、課題もありまして、北海道は遠くに学校がありますので、出張を伴う場合には前後泊を伴うような出張もありまして、その間、受け持っている他の学校には配信できないという課題もありますので、それをどうするかというのがまずあります。

それから、生徒の実態や学校の実情に応じて対面授業が必要な場合もあるのですけれども、一定程度なくてもいいような特例もあってもいいのではないかというのが本校の職員の見解です。ただし、対面授業がゼロとなってしまうと、行きたくても予算が確保されない、こういった後ろ盾がちゃんとある中での緩和ならいいのかなというような意見も多いです。

最後に伝えたいことは、一定の要件の下で、対面授業がなしでも可とすることを検討する必要があるのかなということで提案します。

2つ目です。先ほど安彦審議官からも話がありましたように、COREハイスクールを昨

年度から指定事業で行ってござりまして、本校もござりござります。先ほどの説明にもござりますように、遠隔授業の受信校の教室には必ず人がいなければいけません。教科は問わないのですけれども、教員がござります。今、COREハイスクールの研究開発校は、その縛りを緩めてござりござりまして、実習助手や学習支援員でござりござりということで今、実証研究をござりござります。北海道でも数校が学習支援員や実習助手が中に入っておりますけれども、大丈夫ではないかというような見解がござります。ただ、評価をするのは配信している教員なのでござりけれども、受信校の先生の協力も得て評価をござりしているのです、そういった場面なので、免許のある先生がござり必要な場面があるというのが実態でござります。

ということで、生徒の実態に応じて受信校の教員配置を必要としないという特例を校長裁量でござりできるようなことを検討してござりござりいただきたいというような提案をござりさせていただきます。

次は、実は実証研究をござりしているテーマではないのですけれども、近い将来、こういったことが必要になることがあるのではないかとござりということで提案をござりさせていただきます。現在の遠隔授業は同時双方向、リアルタイムで生徒とやり取りがござりできることが条件にござりござります。これをオンデマンド授業、要するに50分、1時間、そっくりそのままオンデマンドで生徒が勉強したことを授業として認めることができないかという提案ではござりないのでござりけれども、これはハードルがござりすごく高いと思っております。

実際、その授業を見たのか、あるいはその時間、ちゃんと授業をござりしていたのかというようなことを誰が管理するのかというようなところもあるので微妙なのですけれども、いろいろなことを考えていくと、今でも実は1時間のうちに個別最適な学びをするときに、オンデマンドの教材を使って生徒が個々に勉強してござり、先生がリードしていくという展開もござりしているのです、そういったことからオンデマンド授業の割合の上限を決めるなどして、オンデマンドと同時双方向をバランスよく組み合わせることを検討する必要があるのかなということで、提案をござりさせていただきます。

最後に通信教育の話です。先ほど審議官からも後半のほうで話がありましたように、通信教育では添削指導と面接指導、いわゆるスクーリングなのですけれども、スクーリングは各科目に何時間以上ということで、必要な面接時間数が決められてござります。その中で、実は放送視聴とござり、例えばNHKのラジオやテレビ講座を活用するなどしたときに免除規定がござりござりまして、それが全体の10分の6まで免除できる。これが複数メディアを使うと10分の8まで免除できるという規定がござります。何で今この説明をござりしているかとござりいうと、遠隔スクーリング、遠隔面接はどんな扱いになっているのかとござりいうと、要するにリアルの面接ではなくて、遠隔による面接の場合は、この免除規定の中に入ります。ということは、10分の2は必ず対面の面接が今のところ必要になってきます。

通信制の場合、なかなか学校に通う機会が少ないので、本校でもなるべく放送視聴は使わないで対面のスクーリング、面接指導に出させるように指導してござります。ただ、これについても生徒によっては様々な課題を抱えている生徒もいるので、この遠隔スクーリングを免除規定の10分の6、10分8の範疇に入れるのではなくて、10分の2のところに使

えないかということをご提案させていただいております。時間がないのであまり詳しい話ではできませんけれども、ここに「英語コミュニケーションⅠ」の事例を紹介しておきました。

あと2点ほどお話ししたいのですが、遠隔スクーリングが必要な場面というのが、例えば離島や中山間地域の生徒にとっては結構効果的で、あとは学校間連携で全日制高校が通信制課程の科目を併修できるという制度があります。北海道でも実は知床にあります斜里高校が地域留学をやっています、2年生に道外からの生徒を受け入れています。そのときに、在籍校のカリキュラムと斜里高校のカリキュラムが違うために、1年で学んでいない科目を、来たときに、斜里高校では1年でやっていますので、そういったカリキュラムのそごが生じたときに、実は通信制の併修によってクリアできないかということで今、校長からも相談を受けていますので、こういった1年間の地域留学のときにも遠隔スクーリングが効果的に活用できるのかなということで提案させていただきます。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。御意見・御質問のある方は、ZOOMの手を挙げる機能を使ってください。これを受けまして、こちらから指名いたします。限られた時間の中で充実した質疑応答ができますように、御質問・御意見は簡潔にお願いしたいと思います。それでは、いかがでしょうか。

では、工藤委員、お願いします。

○工藤専門委員 元紺谷先生と文科省さんにそれぞれお聞きしたいのですが、まず、実証研究のことについて最初にお伺いします。

4点の御提案があったと思うのですが、まず1点目のことです。対面授業がゼロでも学習指導要領の狙いは達成できるのではないかというお話があったのですが、なかなか遠隔授業だけでは難しい面もあるという一方での教員の声、ここについてお話をしたいと思うのです。

遠隔授業を行うときに、実際に対面授業でしている授業を遠隔授業でもしようと多分思っているんじゃないかなと思うのです。つまり遠隔授業に合った授業ではなくて、通常に対面授業をベースにした授業を実際に行っているのではないかなと思うので、その辺はいかがでしょうかということがまず1点です。

2点目は、リアルなライブ配信とオンデマンド配信と考えたときに、3つ目の御提案のときにあったと思うのですが、オンデマンドでは授業を受けたかどうかということ把握できない。つまりやったかどうかということに注目なさいと思うのですが、僕自身はやったかどうかというよりも、出口の能力がついているかどうかの把握が大事であって、授業を受けたかどうかということが大事なのではないかなと思うのですが、そこはまさに手段が目的化していると思うのです。つまり出口判断をするために適度に面接指導が必要だということなのではないかというのが2点目です。

3点目は、通信教育の面接指導ということなのですが、面接指導の話でとても重

要なポイントだと思うのです。どうも文科省さんも含めて、通信制の場合にはもともと古くは文書をもって添削指導をしていたので、当然スクリーニングが必要で面接指導が必要だということです。しかし、今の時代は、現実に今この時も、リアルに対面で元紺谷先生とお話をしているわけです。これを面接と言えないのかということです。つまりリアルで合わなければ面接とならないのかという考え方について、先生のお考えをお聞きしたいです。

この3点をお聞きしたいです。その後に文科省さんにも質問させてください。

○大槻座長 ありがとうございます。

では、元紺谷先生、お願いします。

○北海道有朋高等学校（元紺谷校長） まず、1点目のお話ですけれども、本校では研究が進んでおります。要するに対面授業を遠隔でやるという発想を捨てようと、遠隔は遠隔の特色を出せばいいのだと、別次元だというようなことでやっておりますけれども、最初にスタートするときには、対面でやっていることを画面越しに伝えるというようなことがありますけれども、そういった研究は今も進んでおります。これが1点目です。

2点目のオンデマンドの話だったのですけれども、私は説明を少し端折ってしまったので、その部分だけクローズアップされたと思うのです。実際、私も同じ考えで、例えば1時間オンデマンドの授業を自分で勉強したときに、2時間目にそのオンデマンドの学習した内容を次の授業で深めるような授業をやったときには、当然オンデマンドで受けてなくてはいけないので、受けたかどうかよりは、その出口、資質・能力が身についたかどうかを踏まえてやるので解消できるのではないかと思うのです。

問題なのは、個別最適な学びには適するのですけれども、対話的な学び、協働的な学びになると、オンデマンドでは難しいので、ということで、学習指導要領のねらいの全部を実現できないのではないかという考えがあります。

3点目、通信教育の面接指導です。確かに面接指導という言葉の面接は、リアルであろうが画面越しであろうが面接が成立しているのです、私はオーケーだと思うのですけれども、通信制の面接指導という言葉に縛られていると思うのです。実際、生身の人間が出会って、そこで1対1ではなくて、複数生徒がいるような環境も実は大事なもので、そして、学校に来て、学校で他の生徒とのやり取りなどもできるというメリットは、やはり対面なのかなと思います。ただ、画面越しでも対話的な学びや協働的な学びを工夫次第ではできなくはないのではないかと考えています。そこは研究する必要があるのかなと思っております。

以上です。

○工藤専門委員 ありがとうございます。

特に2つ目のお答えなのですけれども、先ほどの説明では割合を決めていただくというか、バランスよく割合を決めていただくというようなニュアンスのお話があったかと思うのですけれども、僕は個別な子供の状況によって全然違うと思うので、割合を一律に何割まで認めるとか認めないとか、そういう問題ではないと現場は思っているのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

○北海道有朋高等学校（元紺谷校長） 個々の対応については多分そうだと思うのですが、学習指導要領のねらいを実現するとき、オールオンデマンドでは実現できないと思います。ですから、学習指導要領の中で、これはもう絶対オンデマンドでの授業は無理だという範囲があるのではないかと思つての提案でした。

○工藤専門委員 ありがとうございます。

続けて、文科省さんに質問をいいですか。文科省さんには大きく2点質問をしたいと思つています。

一つは、先ほど病氣療養中のお子さんに対する対応について、一歩前進したものとしていくことについては、とても評価できるものだと思つています。ただ、それを聞けば聞くほど、特例という考え方にとても違和感を覚えるのです。

病氣療養中のお子さんたちだから、特例としてこれも授業として認めます、例えばオンデマンドも授業として認めますという考え方そのものについてです。本当は認められないけれども、病氣療養中の子供だから特別認めているという、厳しい見方をすれば、差別的な考え方なのかなと思つています。これは聴覚障害者も聾者も全く同じだと思つていますけれども、通常の教育課程として認められないけれども、こういった場合には認めますというような考え方に感じるのです。誰一人置き去りにしないという今後進めていく教育理念から考えると、そこはかけ離れているのではないかなと思つていますけれども、特例というものを外すと問題が生じるのでしょうか。このことが1点目の質問です。

2つ目は、オンデマンドというスタイルそのものについて、御質問したいと思つています。ライブ配信とオンデマンド配信と考えたときに、ライブ配信については通常の授業と同じようにリアルで思考の変化とか、身についたスキルだとか、そういったことを判断、評価したりすることは、リアルタイムではもちろん可能だと思つています。ただ、アメリカなどの実証を見ていくと、発言の内容とかその評価については、例えば対面授業よりもライブ配信というのは記録をして後ほど見ることができたり、繰り返して見ることができたり、その発言の質とか内容を改めて評価することができるので、そういったことも含めて授業者もそういった緊張感の下で授業しているということもありますから、対面授業よりも知識定着率が高い、効率的だというような評価もあります。これはミネルバ大学さんなどでそういったお話があるのです。つまり対面にこだわる必要は実はないのではないかとということです。

もう一つは、オンデマンド配信ということについて少し注目をすると、例えば今、ハーバード大学とかスタンフォードとかMITとか、そういったところの授業が全部公開されていて、一般の方々がMOOCsという仕組みで授業を見ることができるようになっています。今、文部科学省さんが進めている教育の方向性というのは、新学習指導要領の中では、子供たちが主体的に学ぶ、そういった教育に転換をしようと、つまり受け身の授業から子供が能動的な授業になっていこうと、学習者主体の教育に大きく転換しようという教育理念があると思つています。

むしろ海外のお子さんたちは、オンデマンドで常に自分の意志で望んで授業を受けてい

ってスキルを身につけている。でも、日本の子供たちというのは、常に手をかけられていて受け身の授業のスタイルで学んでいるために、口癖として「聞いていません、習っていません、指示を受けていません」という批判や不満を述べるんですね。これは日本の大人の社会でもよく見られる光景だと思うのですけれども、若者たちの「習っていません、聞いていません、指示も受けていません」は、まさに日本の学校教育の本質的な課題を示しているものだと思うのです。むしろオンデマンド授業を自分で望んで受けに行く子供たちを育てるのが、これからの教育理念ではないかと私は思うのですけれども、その辺の基本的な考え方を今後、文科省さんとしてはどのように考えているのかという、この大きく2点です。

3点目は、先ほど元紺谷先生に質問した内容と同じなのですが、リアルの面接を面接として捉えられないのかどうか、この考え方についても文科省さんの現時点でのお考えをお聞きしたいと思います。

○大槻座長 文科省さん、お願いします。

○文部科学省（安彦審議官） 御質問ありがとうございます。

まず、1点目の病気療養児の特例のところ、まさに差別的ではないかという御指摘なのですけれども、こちらは全日制の高校に通って長期療養しないといけないという状況になったときに、これは学習指導要領上の特例という形での特例でございまして、当然学習指導要領の特例、もしくは学校教育法施行規則上の特例、こういったものが必要な場合には特例という言い方をしております。

当然こういったものが日常的にあったときには、このようにするのだという前提で規定のほうを整備してしまえば特例ではなくなってしまうのですが、現状はそういったまずは特例という形で、実際にそういったことが今できない状況をできるようにするという意味での過渡期なのかなと、これが当たり前になっていくような形で定着してくれば、特例ということまで言わなくても済むようになる時が来るのではないかと思うのですが、現状は、そこをできるようにしたということでの特例でございまして、その言葉を使わせていただいております。

また、ライブ配信とかオンデマンドという話がありますけれども、特にオンデマンドの授業、これに近いものは当然放送教材を活用した視聴覚教育みたいなもので既に始まっていますし、いろいろな動画教材があるわけですが、そういったものを使う授業というのはあるわけで、ただ、それは先生が見取っているから授業として成り立つ。要はオンデマンド100で先生が介在しないというものは、当然それは誰が学びを見取っているのだということになるので、それを教育として評価していく、認めていくというのは、まだそこまではいかないのだろうと思っています。

その次の面接指導の話もそうなのですが、教育基本法9条というのは、教員はどうして必要なかというところの大前提が人と人とのつながり、そういった信頼関係を築いて、学びというのは全人格的に構築されていくという前提で教員の配置が必要、もしくは

は教員の免許状が必要だという法律の構造になっているわけで、その大前提として対面ということがあるわけでございます。

ただ、その対面というのが先ほど特例的に10分の6とか10分の8という形でやっているわけですが、やはりゼロという形にするところまでは、まだ振りきれていないとか、しっかり人と人とのつながりというところを最低限残しておく。

これはなぜかという、通信制の中で面接指導というものが位置づけられた背景にもあるのですが、1人ではなかなか学びのモチベーションを持ち続けられないとか、どうしてもつまづいているところを相談したいとか、学習上のトラブル、全く問題なくできる子もいるのかもしれませんが、そういう前提に立って教育をするわけにはいかないというところで、最低限の面接指導の時間がないと、高校教育までの段階でいうと、学んだことという形、学校教育をしっかり施したという形にならないのではないかとということで、そういった主体的に学習者を育てる、まさに指導要領の目指しているところがございますが、それをサポートするという形でも面接指導の時間が最低限必要だろうと思っています。

これがオンラインの同時双方向で賄えるのかどうかというところは、まだまだそういった明確なエビデンスが出てきているわけではないので、教育基本法9条、先生が必要な意味です、人と人との直接の対話を残しながら、ただ、最大限、先ほど言ったようにオンデマンドは、先生さえいれば9割方、そういった授業を活用することはできるわけですので、そういったところをやりながら、どこまでできるようにしていくのかというのは実証しながら見ていくべきだろうと思っています。

とりあえず以上とさせていただきます。

○工藤専門委員 ありがとうございます。

もう一つだけ、長くなって申し訳ないです。今のお答えについてなのですが、一つ目の質問の特例のほうです。先ほど安彦審議官もおっしゃっていましたが、通常の学校の環境を整えば、こういった特別な子供たちも救えるというお話だったと思うのです。通常の学校の環境がもっとよくなればということです。そのためにも特例を外したほうが、通常の学校でも日常的にできるので進んでいくという考え方があると思うのですが、その辺はいかがですかということが1点です。

2点目は、トータルとして面接がリアルかどうかということも含めてなのですが、現場の校長権限でいいのではないですか。つまり最も現場で分かっている校長が、これを授業として認めるかどうかという権限を文科省が定めるのではなくて、現場の一番分かっている人間が定めればいいという方向性というのは、文科省として本当進めていく方向だと思うのですが、その辺の見通しはいかがでしょうかということで、この2つをお願いします。

○文部科学省（安彦審議官） 特例のところですが、病気療養中の場合は、そもそも学校に来られないという形で、しかも午前中に診療がある場合は授業を受けられないと

いうこともあって、特例的にオンデマンドという形なのですけれども、これをほかのところにも適用できるかどうかというところは、まだそこまでの実証はないですし、当然、病気療養児だとしても学びきれていない場合には単位が出ない場合もありますし、学び方の特例は認めても、病気療養児だから単位を出しますというわけではないということです。そういったまま来ているところでございます。

当然、これがもう少し進展してきて、先ほど紹介した授業で様々な評価方法であったり授業のスタイルであったり、授業の仕方も全然違ってくるわけですので、そういったところで、ある程度エビデンスが得られてきたときに、どこまでこれを日常的なものにできるかというのが見えてくるだろうと思っています。

そういった取組を来年度の予算事業で早速始めたいと思っておりますので、そういったところを見ながらということになろうかと思っています。当然、それを将来的に学校の校長先生の判断ということに、どういうことでできるかということも、そういった授業を通して見えてくるのではないかなと思いますので、いろいろな単元ごとに指定して、これはちゃんとできている、できていないという積み重ねがあれば、それはもう校長先生ではなくたって、教科の担任の先生でも判断できるかもしれませんし、そういったものをしっかりと評価方法も含めて実証しながら取り組んでいきたいなと思っています。

○工藤専門委員 ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、村上委員、お願いします。

○村上専門委員 村上です。御説明どうもありがとうございました。私からは文部科学省さんに3つ御質問します。できるだけ簡潔にお話しします。

まず、1つ目なのですけれども、元紺谷センター長から御提案があった4つのうちの1つ目と2つ目、対面授業に必要な時間数を減らしたり、受信側の教員配置をとという話がありました。先ほど工藤先生もおっしゃっていましたが、これは学校の条件によってかなり異なるので、一律で決めるのが難しいので、工藤先生がおっしゃったように校長判断にすることはできないか。これが1個目の質問です。一つずつお答えいただいたほうがいいかなと思います。よろしくをお願いします。

○文部科学省（安彦審議官） まず、校長判断にできるかどうかということなのですが、この対面の時間数、最低限の時間数を示しているわけで、先ほど説明した通信制のところも10分の6にした、10分の8にできるということがあるのですが、大前提として、ちゃんと子供が学んでいるかというのを確かめた上で、いろいろなメディアを使った教育に効果があるというのを確かめられたら減らしていいですということなので、最低限にするというのは、あくまでもちゃんと学んでいる前提での最低限ということなので、ここは校長判断という意味では、今、最低2単位以上となっていますけれども、必要であれば、必要な時間をちゃんと確保しなければいけないのだろうと思っています。

そこの部分についての校長判断はあり得ると思いますけれども、これをゼロにするところ

ろまで校長判断にするというところまで、まだ踏み込めていないところでございます。

○村上専門委員 ありがとうございます。

一般的な例ならいいのですけれども、例えば札幌から離島にその教科の先生が対面に行くとなると、相当な負担になってしまうので。ただ一方で、先ほど元紺谷さんのお話にあったように、対面でもやりたいという先生もいるということなので、そこは国が一律に決めなくて、学校側に判断を委ねるということもあるかなと思いましたが、そこは今後いろいろな検討をするのであれば、御検討の俎上にらせていただくと嬉しいなと思いました。今のが1点目です。

2点目が、これも元紺谷センター長からあったリアルタイムをオンデマンドに移行していく。オンデマンドのメリットはいろいろあると思うのですけれども、例えばまずは教室で全員がオンデマンドの授業を教員つきで受けて、その後、個別にオンデマンドコンテンツを見て自分で学習するというような段階を経るということが有効かなと思うのですけれども、そういったことを検討することは可能でしょうか。これが2点目です。

○文部科学省（安彦審議官） オンデマンド授業の活用の仕方なのだろうと思うのですが、フルでただインプットだけの授業は本当にあり得るのだろうか考えると、あり得るのだろうかと思うのですけれども、授業中のやり取りみたいなものが前提になるとすると、授業のスタイルによってくるのかなということだと思います。

ですので、授業のやり方を前提に制度を変えていくというよりは、そういった現状を見ながらということになるかと思うのですが、オンデマンドで今でも放送授業などを活用しながらやるというパターンもありますけれども、それをずっとやって本当に学びになっているのかどうかを先生が確かめる。そういったことが全体的に必要なのだろうと思いますので、その取組次第です。

今回の授業の中では、どちらかという相手側の受信側の先生に教員免許が必要なのかどうかということを実証したいという形でスタートしましたので、それをもうちょっと発展的に、オンデマンドをどこまで活用できるのか、それで学びがどれだけ成り立つのかということまで狙いとしてはいなかったのです。そういった授業の進捗を見ながら、今後どうするかというのは考えさせていただければと思います。

○村上専門委員 ありがとうございます。

オンデマンドでしかできないこともあると思いますので、ぜひ対面の代替ではないという考えで進めていただければと思います。

最後に3つ目、高校のオンデマンド授業とか遠隔授業の教員配置の話など、緩和していただいて、すごくいいと思いますが、例えば今、高校で認めているのを小中学校に広げるとか、遠隔授業の上限の割合時間数をさらに緩和していくといったことは、文科省さんでお考えでしょうか。これが最後の質問です。

○文部科学省（安彦審議官） 今、高校段階でそういった取組をやっているわけで、その効果を見ながらということはあるのですが、中学校の場合だと、免許の特例という形でや

っているわけで、趣旨としては一番強いわけですがけれども、免許主義は何のためにあるのかということ考えたときに、当該免許を持った人が授業するのが適切だろうという大前提で特例という形を取っているわけです。

この特例をどういう形であれば外せるのか、もしくは例えばいたずらにといいとあれですけれども、特別に免許を持っていない人に免許外の許可を出して授業をやるほうがいいのかどうかということにもなっていて、そういったものは解消しようという方向で考えているわけです。

そういった中で、遠隔という形を使ったほうが効果的なのか、もしくは免外でも仕方がないということでもいいのかということ、子供の学びの質をどうやって高めていくのかということ、しっかり考えた上で、制度としてどうしていくのかということを決めていくべきだろうと思っております、当然、高校での今の遠隔の実証の状況を見ながら、中学校の教科のところも同じような状況がありますので、そこで適用できるかどうかというのは、そういった成果を見ながら考えていきたいなと思っております。

○村上専門委員 いろいろエビデンスがたまりつつあると思いますので、その効果を見ながら広げていただければと思います。どうもありがとうございました。

○大槻座長 ありがとうございました。

続きまして、菅原委員、お願いします。

○菅原委員 文科省様、それから、元紺谷先生、ありがとうございました。文科省さんに幾つか御質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、簡単なコメントですが、デジタル技術の活用が精神的・身体的、また、物理的・地理的なハンディキャップを持つ児童生徒にとってはサポータティブなツールとなり、まずはこうしたところに十分に活用できるように、速やかに進めていただきたいと思います。既にごくこうした段階から、あらゆる児童生徒、そして、保護者の自主的な判断で学び方が選択できる環境をつくっていく段階にシフトしていくべきではないかと思っております。

2点質問をします。

1点目はオンライン授業（遠隔授業）で受ける側に教員がいなければならない理由を確認させてください。相当免許主義とか、教員と児童生徒が教室という同じ空間にいるという教員職員免許法に基づいた考え方だと思いますが、デジタル時代においては、オンライン空間も同じ空間、環境にいると考えられると思いますが、その辺はどう考えていますか。

また、受ける側にいる教員の役割責任は、どう定義されているのでしょうか。要するにきちんと学習効果が出るように指導するということだと思いますが、サポートが教員でなければならないのか。教員のサポートがある授業と、ない授業、また、対面でリアルな授業では、学習効果としてエビデンスベースで何らかの差が出ているのか。教えていただきたい。

2点目は、先ほど来、教員や児童生徒、あるいは児童生徒同士の直接的な関わり合いの必要性を強調していますが、これが必要だということは認めるところですが、それがオンライン授業を正式な授業として認めない話は別のことと思いますが、どのような根拠でおっしゃっているのかと。

要は学ぶことと学校に行く、登校するということは別のことと思いますし、直接的な関わり合いの必要性というのは、例えば小学校・中学校の義務教育で6年なり3年なりの長期スパンで考えたときに、直接的な関わり合いの必要性をどういうカリキュラムやどういうやり方で実現するかは別途考えられることなのではないかと思いますが、どうお考えですか。よろしくをお願いします。

○大槻座長 文科省さん、お願いします。

○文部科学省（安彦審議官） 御質問ありがとうございます。

まず、オンラインということが、選択というか義務教育段階で、そういったことが果たしてあり得るのかというのはあります。例えばなぜ対面なのかというところのお話ですけれども、教育基本法の第9条に学校教育の直接の担い手である教員というものの性格とか使命とか職責というところ、これは解説した資料がありまして、その中でも教員の使命というのは教育の本質が単なる知識や技能の伝達に留まらなくて、教員とか児童生徒、もしくは児童生徒同士、そういった人格的な触れ合いがあって、それを通じて生徒の中に存在する能力を発展させたりとか、あと、児童生徒の人生に大きな影響を与えるという職務だということで教員が配置されているということで、そういった対面でのやり取りを前提とした規定になっておりまして、そういった人と人との触れ合いで全人格的な教育を実施していくということが前提になっているわけです。

当然オンラインだからといって、必ずしもそういった効果が全く得られないというわけではありませんけれども、その組み合わせが大事なのだらうと思っています。遠隔であったりオンラインのほうに向いているもの、もしくは子供が自分で学びに行くという形の主体的な学びを実現するために、自分が好きなところにオンラインで探しにいたり、オンラインの中でいろいろな人にインタビューしたりとか、そういったことが今できるようになっているので、そういったところが向いているところはそういった活用すべきだと思うのですけれども、ただ、大前提としてオンラインだけでいいのかどうかというところまでいくと、そういう人格的な触れ合いというところを大事にしてきた教育基本法を考えると、全くそういったものがないという前提での教育は、あまり考えにくいと思います。特に小学校・中学校は発達段階から考えて難しい面があるかなということでございます。

一方で、高校段階というのは、義務教育段階とはもう一步特例が多いというのは、まさに発達段階を考えて、当然学びきれそうな内容であったり、高校段階になると、そういうものが出てきますので、そういった段階でそういった活用ができるだらうということで、大分広めに特例を設けているような状況でございます。現状としてはそういったところで、お答え漏れしていたら恐縮です。もう1回御指摘いただければと思います。

○菅原委員 ありがとうございます。

お考えは大体分かりました。100%オンライン授業で正式な授業は難しいとしても、今以上にその割合を高めるべきです。例えば理科とか実験でデモンストレーションをするものは、オンライン授業でできないとは思いますが、リアルでやったほうが効果が出るものもあります。多くの学習に関してはオンライン授業を正式な授業と認める、できる可能性が高い。

また、デジタル技術を前提とした時代の教育基本法、教職員法ではないので、そこは大幅に見直していくという姿勢が必要ではないかと思います。

最後にコメントですが、文科省さんも学習の質を高める、履修主義から修得主義、個別最適化学習を掲げていらっしゃると思いますので、その結果として出すためにもオンライン授業の活用を改めて考えていただきたい。

あと、どの生徒・児童のレベルに合わせるかは難しいという話ですが、特に義務教育、ナショナルミニマムとしてお考えはあると思いますが、少なくとも自主的に学ぼうとか、意欲的に自分で考えて学びたいという生徒の足かせになるような仕組みではよくないと思います。そうした生徒たちが増えるよう、オンライン授業の活用も考えていただきたいと思います。ありがとうございました。

○大槻座長 ありがとうございます。

今の菅原委員の前半部分の質問、オンラインのときに受信側に教師が必要というところなのですけれども、先ほどの御説明ですと、文科省さんから、教員には人と人との触れ合い、人格的なものを養うことが求められているので、ということでご説明がありました。これは文科省さんへの質問なのですが、受信側の人に教員以外がいては駄目なのですか。ほかの科目の専門であるならば、実態的に中身についての質問は受けられず、求められるところとしてはおっしゃっていただいたような触れ合いだと思うのですが、触れ合いとか、パソコンが立ち上がらないとか、であれば、教員である必要はないということにならないのでしょうか。そして、釈迦に説法ですが、教員不足の中で、こういったところだけでも人と人との触れ合いを満たせるような教員以外の方がやるという考え方というのはできないのでしょうか。

○文部科学省（安彦審議官） まさに今、高校段階で実証という形で受信側のほうで、教員ではなくてもいいのではないかという仮説を実施しているようなものだろうと思うのですけれども、そういった取組の中で誰が学びを見取るのか、オンラインでも見取れるのかどうか、それは高校段階だから、もしかしたらできるのではないかということで、実際にやっただけでいるわけです。まずはその前提を確かめながらやっていく必要があるだろうと思いますし、特に中学校以下の義務段階では、かなりそこを慎重にやらなければいけないのですが、当然高校だから乱暴にやっているつもりはないのですけれども、高校段階でも、どういう人がいるから学びが成り立っているのかというのをしっかりと確かめながらやっていくべきだろうと思います。

オンラインで簡単に知識、技能だけ教え込むというようなものだったらできるかと思うのですが、指導要領はそういう形ではなくて、協働的な学びであったり、そういったものも実現しながらやる。それをオンラインでどうやっていくのか、実現するのかというのをしっかりと効果を見ながらということなのですが、今、中央教育審議会の高校ワーキングでも、まさにそういった授業モデルが情報技術を前提としたモデルに変わりつつあるのではないかという、ブランソンさんのそういった昔々提唱されたものが、今、GIGA端末で実現しようとしているということで、そういった時代にあっては、そういった前提にした教育を検討していかなければいけないのではないかということで、今まさに検討しているところでございますので、様々な実証の結果も踏まえながら、そういった検討していただくというのがよろしいのではないかというところが現段階でのお答えになります。

○大槻座長 よく分かりました。

そうこうするうちにどんどん子供たちが大きくなっていくので、できるだけ早くにそういった結論を得て、対応をしていただければと思います。ありがとうございます。

続きまして、森委員と戸田委員、続けて御質問・御指摘のほうをいただきまして、その後でお答えいただきたいと思います。まずは森委員、お願いします。

○森専門委員 ありがとうございます。まずは御説明いただきました2名の方にお礼を申し上げます。

私のほう、今のお答えに関して少し違和感を覚えたので、まずそこから質問させていただきます。今、小学校校長をさせていただいておりますけれども、受信側は免許を持っている、持っていないではなくて、どちらかということ、子どもへのサポートであったり促しであったりということですので、私はこの人材不足の社会事情がある中で、免許にこだわるのは厳しいなと思っております。

もう一つ、見取れるかということなのですが、お聞きおよびもあるかもしれませんが、多くの学校がタブレット等導入に合わせて双方向性のアプリを導入しています。私もロイノートを使っていますので、全て子供たちの活動が、いわゆる発信側の教員が把握できるのです。何もない状態で子どもの学びの様子を見取れるかといったら、それは難しいと思うのですが、今はそういったようなサポートツールがたくさんございますので、私は小学校であっても十分に実現可能だと思っております。これが私の意見です。

御質問は、まずは今お話のありました小学校だからということではないのですが、今、文科省のほうでも主体的・対話的で深い学びの推進という話があります。これはいわゆる教員と子どもたちの話、生徒の話ではなく、いわゆるクラス同士の関わりであったりすると思うのです。オンライン学習を私はどんどん進めていくべきだと思っておりますが、ここの整合性は政策としてどう取られていきますかということが、まず1点目の質問でございます。

そして、工藤先生もおっしゃいましたけれども、私も履修主義から修得主義に変わって

いくべきだなと思う中で、今の現場はなかなか変わらないのです。私も小学校外から小学校に入ってみると、先生方がチャレンジしないし、できないしというところがたくさんあって、これではなかなか変わらないと思っています。そういう意味では政策主導でデジタル化を推進するというのであれば、私はCBTだと思っています。既に基礎に関してはCBTで実施できているので、今後、どのような形で政策指導されるのかどうかということも含めてCBTだったりとか、デジタル教科書であったりとか、そういったような大きな政策転換に関してどのようなお考えがあるのか。この2点をお聞かせいただければと思います。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

戸田委員、お願いします。

○戸田専門委員 私のほうからは質問が2点ございます。

一つは、オンデマンド教育での出席認定ですけれども、社会人の学び直しは今ほとんどオンデマンド環境が中心になっていて、資格取得であるとか、海外大学の単位認定などもオンデマンドプラスCBTでやっているというような状況が実際にございます。審議官の御懸念の学習に対する生徒の取組状況の把握であるとか、あるいはグループワークへの参加とか、質問や学習への参加を促すこと、こういったものもいろいろなICTを使って可能だと思っております。実証実験を行うという話なのですけれども、どういった技術を使い、どういった要件を満たせば出席要件にし得るのかといった検証は行われるのでしょうかというのが、まず1点です。

もう1点は、今、社会活動は対面ゼロの方向に向かっておりまして、我々も新人の教育などは対面ではないと無理だろうみたいなことを言っていたわけなのですけれども、そんなことはとても言っていられない状況ですし、対面でなくても人が育つのがよく分かってきております。将来、どんどんそういった方向に向かっていくと思うので、デジタル時代にふさわしい教育体系の見直しをやっていく必要があるのではないかなと思います。特に発達段階で人格的な触れ合いが必要だという、これは対面でなければできないというお話ではあったのですが、もしそうであるなら、その根拠とか、そういったことをお示しいただきたいと思います。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、ちょっと多くなってしまいましたけれども、文科省さん、お答えをお願いできればと思います。

○文部科学省（安彦審議官） オンラインとの組み合わせだったり、そういったことを小学校でもというのは、当然今でも取り組まれていますし、デジタル教科書の実証研究などもやっています。大事なのはそういった授業方法、デザインを変えなければいけないという非常に大きな転換が必要なところですので、そういった体制がどんどん組めれば、いろ

いろな授業の組み合わせ、ハイブリッドの組み合わせというのはどんどんできてくるかと思えます。なかなか授業のそういったデザインを変えにくいとか、例えば対面が何人かいてオンラインが何人かいるという授業というのは、それぞれ違う形でアプローチしないと行けないとか難しいところ、そういったものをオンラインツールでカバーするというのは、非常に魅力的なツールも出てきているわけですので、そういったものをどんどん使っていくながらやっていく。

ただ、そこに先生が要らないだろうというような、昔そういったことが新聞記事になって、未来の教室ではそういったオンラインでの授業が当たり前になって、先生が要らなくなるみたいなことを報道されて、非常に危機感を覚えたのですが、先生が関わって学ぶというのは、単に知識を伝達するだけではないところがとても大事です。それは一つ一つの授業の中でもそういった必要性がありますので、そういった形をどうやってオンラインでも効果的にできるようになるか、そういったものをしっかりと取り組んでいかないと、なかなか難しいと思っています。

ですので、単に出席にこだわっているわけではなくて、子供たちが学べるのかどうかというところに、しっかりと着目しながら実証していかないと、大事な義務教育段階もそうですけれども、高校教育段階、高校生は途中で大人になりますけれども、そういった発達段階をしっかりと見ながら効果的なのかどうかというのは、単に出席したからいいとか、単に対面だからいいというわけではなくて、その教育効果も含めて、授業のデザインも含めてしっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

そのためにも働き方改革で、そういった研修をする時間とかも生み出さないといけないという課題はありますけれども、そういったことをトータルで考えながら、当面はオンラインのハイブリッド、デジタル教科書もハイブリッドという形で、令和6年から本格的に実用していくわけですが、そういったことを通じながら、しっかりとエビデンスを蓄積しながら実施していくという形で取り組むべきだろうと考えております。

○大槻座長 戸田委員のほうのどういう要件だったらすとか、社会活動の中だと対面ゼロといったものもあるけれども、それについてどう思うか、こちらについてはいかがですか。

○文部科学省（安彦審議官） 対面ゼロというところが、先ほど言ったように高校3年生は途中で大人になる、成人する生徒もいるわけですが、高校以下、学習指導要領に基づいてやっているというところで考えたときに、大人と同じように全くフリーで、全く対面が要らないというところまで、まだ踏み切れないのではないかと、大学も当然対面指導を重視しているようなこともありますので、そういった前提で高校段階から対面ゼロという形は、今すぐに考えづらいと思っています。

○大槻座長 かしこまりました。

森委員、戸田委員、いいですか。

○森専門委員 1点だけ、CBTは2015年からされていて、実証研究といわれているのはよ

く分かるのですけれども、実証研究をどういう形でまとめられて、どう発表されて、今後それをどうされるか、そこのところだけお聞かせください。

○文部科学省（安彦審議官） CBTというテストという形で言えば、單元ごとにいろいろな授業をデザインしていくわけですが、單元ごとに先生たちが手軽にテストというか、子供たちが自分が学べたかなというのを確かめるためのものが非常に豊富に出てくれば、そういったものを活用しながら自分で学んでいく、自分で学びを確かめていく、当然先生も確かめることができるようになるわけです。

もし、デジタル教科書を併用し始めたら、そういったツールがたくさん出てきて、そういったもので子供たちの学びもサポートされて、先生もそれをサポートするためのデータをしっかりと活用しながら授業ができたり指導ができる。そういったものをデジタル教科書の基盤を整備する中では目指していこうということで、様々な取組を始めたところでございますけれども、そういったCBTの効果も見ながら、子供の学びがちゃんと成り立っているかどうか、それをどう成り立たせるか、どう支えるかという意味で、教育DXという視点で取り組んでいきたいと思っております。

○森専門委員 分かりました。私とすれば、ALTが入れられるかどうかだと思っております。個別最適をすればするほど先生方の負荷が非常に大きくかかりますので、その辺りについては御検討いただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

○大槻座長 ありがとうございました。

ほかの皆さんはいかがでしょう。追加の御質問・御指摘等はございますか。

それでは、こちらの議論についてはここまでとさせていただきますと思います。

御出席いただきました元紺谷尊広様、また、文科省の安彦大臣官房審議官様には、御説明・御質問への御対応ありがとうございました。

本日御議論いただきました遠隔教育は、これまでもずっとやらせていただいております。コロナ禍があったとはいえ、様々な取組もありましたし、今日、御説明いただきましたとおり、利用の実績も伸びてきたことは評価できると思いますし、これが一過性にならないようにということ、そして、今日何度か出てきましたけれども、個別最適な教育を実現するために、我々はオンラインは非常に重要な手段だと思っておりますし、その思いは文科省さんとも恐らく共有をさせていただいているのではないかなと思っております。

これからオンデマンド型の授業の活用について認める方向ということで、一部見直されるということですし、実証研究もされるということなので、子供たちは日々成長してまいりますので、機会が失われることがないように、早急に御検討を進めていただきたいと思っております。既存の枠組みにとらわれることなく、さらなる制度の見直しということをお願いできればと思っております。ありがとうございました。

それでは、次の議題に移りたいと思っております。

お待たせして申し訳ございませんでした。議題2の「保育人材の人手不足対策（短時間保育士の活用）のフォローアップと保育士の週休3日制の導入促進」について議論したい

と思います。

本件につきましては、まず、保育士の週休3日制の導入につきまして、株式会社ポピンズ様から御意見を伺いたいと思います。続きまして、短時間保育士の活用状況について厚生労働省さんから、また、常勤保育士の定義及びその取扱いにつきまして、厚生労働省さん及び内閣府さんから御説明いただきまして、その後で議論をしたいと思います。

御説明者ですけれども、株式会社ポピンズ代表取締役の轟麻衣子様、同社執行役員の松岡建志様、株式会社ポピンズエデュケア オペレーション部 マネジャーの小野綾子様にお越しいただいています。それでは、20分弱ぐらいで御説明をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○株式会社ポピンズ（轟代表取締役社長） よろしくお申し上げます。皆様、本日はお忙しい中お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。株式会社ポピンズの轟麻衣子でございます。

私どもポピンズは創業以来一貫して働く女性の支援といったことをミッションに掲げまして、35年間、幅広い育児支援サービスに取り組んでまいりました。現在、全国で332園の施設を運営しておりまして、約5,000人の保育スタッフを雇用しております。

働く女性を取り巻く社会環境は、本当に昔も今も決してやさしいものではなく、私たち育児支援を行う現場の立場から、様々な岩盤規制の改革に取り組んでまいりました。待機児童問題が解決し始めておりまして、保育園という受け皿は整ってまいりましたが、肝心の保育の担い手が依然として不足しておりまして、保育の質の確保が難しい状況となっていることも事実であります。エッセンシャルワーカーであるにもかかわらず、この保育士という職業はきついと言われ続け、全国に今100万人以上の潜在保育士がいると言われております。このたび、潜在保育士の掘り起こしを行うと同時に、保育の質の担保を推進するべく、保育士の多様な働き方に対する取組を御説明させていただきます。

まず、保育士の働き方改革の提言として申し上げた週4日制について御説明させていただきます。私どもは保育士週4日制と呼んでおりますけれども、いわゆる選択的週休3日制、保育士の多様な働き方を推進するものと考えております。これは週4日1日10時間勤務で通常の週5日8時間勤務と同等とするものでございます。この制度を保育士が選択できるようになることで、保育の質の向上と保育士のワークライフバランスが実現できると期待しています。

具体的には、例えば朝、お子様をお預かりした同じ保育士が夕方の帰宅時にもお子様のお見送りができるようになります。つまり保護者の方にお子様の1日の様子や体調などをダイレクトに伝えることが可能になるのです。

また、お子様を同じ保育士が1日一緒にいられるといったことで、心理的安全性といったものを担保するということもできております。

このように週4日制には、保育士さん、お子様、保護者様、それぞれの立場から心のゆとりといったところと保育の質の向上につながるメリットがあると弊社は考えております。

また、保育の現場におきましては引き継ぎの時間の削減、もしくは1日を通して現場をしっかり把握することができる、そういったような業務負担の軽減が見込めております。休日が増えることによってスキルアップなどの時間も捻出しやすくなるため、保育士のWell-beingな環境の提供、そして、それが保育の質の向上にもつながると期待しています。働き方が選択できて多様になるといったことで、保育士さんも副業や趣味に時間を使うことができてきますので、今まで、きつい、長い、安いと敬遠されがちだった部分が軽減されるといったことにもつながると思っております。

このように導入におけるメリットが多く見込める中、課題もございます。自治体様によっては常勤職員の定義、これを1日6時間以上かつ月20日以上勤務としているところがあるため、常勤職員を対象とする処遇改善加算が得られない。なので、人材確保と質の向上を果たすといったことが難しくなります。

以上のことを御説明させていただきながら、実は先日、保育の未来を創る会という会から、小倉大臣への提言としまして、保育士週4日制の推進のため、全国の自治体における常勤職員の定義を月120時間以上に統一していただきたいということをお伝えさせていただきました。

保育の未来を創る会をざっくりと御説明しますと、9年前の2014年に発足しまして、御覧の6社、学研さん、コンビウイズさん、小学館さん、ピジョンハーツさん、ベネッセさんと弊社になりますが、保育業界を営む企業として、保育業界の社会の課題の解決に向けた活動を行っておりまして、今までも実は大きく4つの規制改革を果たしております。保育士試験の年2回の実施、朝夕の保育士配置の要件緩和、幼稚園教諭及び小学校教諭の活用、基準を超える加配の際に子育て支援員を配置できることなどでございます。

こちらは御参考までに、昨日、小倉大臣へ提言をお持ちしたときの我々の保育の未来を創る会の写真でございます。そして、こちらは御参考までに、冒頭に申し上げました全国100万人の潜在保育士がいるということと、保育士の働き方改革に関して日経新聞で取り上げていただきましたので、ここにお示ししたいと思います。

ここからは、弊社の松岡より、より詳しく御説明をさせていただきたいと思っております。

○株式会社ポピンズ（松岡執行役員） それでは、月20日以上という要件によって生ずる課題について御説明したいと思います。まず、法律に基づく厚生労働省様の通知により配置に関する課題が生じます。こちらでは月20日以上勤務を想定された常勤保育士が、原則、各組、各グループに1名以上配置となっており、週4日制の保育士で配置することが困難となります。

次に自治体によって、常勤職員の定義について月20日以上という記載があることで、(2)のとおり、処遇改善加算や常勤保育士配置についての加算が得られなかったり、(3)のとおり、宿舍借り上げ補助が得られないといったことが生じます。

それぞれについて、もう少しお伝えしたいと思います。

1番目の配置要件に関する課題です。常勤保育士は厚生労働省様の通知の中で、原則、

各組、各グループに1名以上配置ということが定められております。正確には常勤保育士の定義というのは定められておりませんが、短時間勤務の保育士につきまして1日6時間未満、または月20日未満勤務する保育士と明確にされております。このことから、常勤についてはこの裏返しで、1日6時間以上月20日以上が想定されており、週5日勤務が念頭に置かれていらっしゃるかと考えております。月20日以上勤務の常勤1名について、そもそも週4日制の者で代替することはできません。

また、この通知では常勤1名の配置も短時間勤務2名で代替可能とさせていただいているのですが、これも週4日制の人間は短時間勤務定義に一応該当しますので、この人間を2名で配置するということは現実的ではないと考えております。よって、短時間勤務につきましては1日6時間未満、または月120時間未満、常勤については1日6時間以上かつ月120時間以上、こういった定義としていただくことがよいのではないかと考える次第です。

2番目は、処遇改善加算と自治体独自の保育士配置加算に関する課題でございます。

処遇改善加算Iに関しましては、内閣府様、文科省様、厚生労働省様連名での通達がございます。この加算は保育士の継続雇用、人材確保、保育の質の確保が目的ということになっております。加算のためには保育士の平均経験年数を算出するのですが、その対象は常勤職員と定義されております。

一方で、自治体によりましては要綱の中で、常勤の保育士を1日6時間以上かつ月20日以上としているものなど、月20日以上の定義があるものがあります。こうした自治体では経験がある保育士が週4日制を取りますと、加算金が得られなくなってきます。

また、自治体によりましては、参考4をお見せしますが、保育の質の確保の観点から通常より多く常勤保育士を配置した場合には加算する、こういったことを独自にしているところもあります。こういったこともできなくなってくる場合がございます。

結果として、加算を保育士に還元できず、継続雇用策としての意義を失うと考えます。保育士のほうも週4日制を選択するインセンティブを失うと考えられます。よって、常勤職員につきまして月20日以上といった記載を排していただいて、例えば1日6時間以上、月120時間以上といった定義としていただくのがよろしいのではないかと考える次第です。

3番目は、宿舍借り上げ補助に関する課題です。厚生労働省様からの実施要綱で定められておまして、保育士の就業継続、離職防止、働きやすい環境整備が目的とされております。こちら常勤保育士が対象となっているため、常勤保育士の定義に月20日以上という内容を含められている自治体では、週4日制の保育士に対して宿舍借り上げの補助金をつけることができません。これも結果的に制度の趣旨を果たせなくなる恐れがあると考えます。課題の構造、改善提案につきましては先ほどの(2)と同じと考えております。

私どもポピンズからの御説明は以上となります。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、厚生労働省さんから短時間保育士の活用状況について、また、保育士の週

休3日制に係る事項として、常勤保育士の定義と、その取扱いについて御説明いただきます。

本日は、御説明者として厚生労働省大臣官房審議官（子ども家庭、少子化対策、児童虐待防止担当）の野村知司様、子ども家庭局の保育課長の本後健様にお越しいただいています。では、7分程度で御説明をお願いします。

○厚生労働省（野村審議官） 厚生労働省の子ども家庭局担当審議官の野村でございます。御説明申し上げます。

資料の1枚目でございますけれども、短時間保育士の特例措置についてという固まりと、今、ポピンズさんからも御提言、あるいは現状の御説明がございました短時間保育士、常勤博士の関係についてペーパーをまとめさせていただいております。

まず、短時間保育士の特例措置でございますけれども、保育所の配置基準で規定されております保育士の定数といいますのは、子供と一定の関係を築いて、そして、保護者とも連携をしっかりと取っていただくためには、まとまった時間といえましょうか、長時間、しっかりと保育をできるということを重視していくということで、常勤保育士をもって確保するというのを原則とさせていただきます。

そうした中で、令和3年3月の通知におきまして、潜在保育士の活用などの観点から、待機児童解消に向けての暫定的な特例措置という位置づけで、各年4月1日の時点で待機児童数が1人以上いて、かつその原因として見たときに、管内の保育所などで空き定員があるにもかかわらず、常勤保育士の確保が困難であると、それに伴って、その保育所で利用希望児童の受け入れができないような要因があることなどと判断される基礎自治体、市区町村において、待機児童解消のためには当該市町村で必要だと、やむを得ないと認める場合においては、その保育所の利用を希望する子供を受け入れようとしたときに必要となる常勤の保育士、それが不足するという数の範囲内で常勤保育士に替えて短時間保育士をもって充てる取扱いを可能という形にしております。

2つ目の※のところがございますように、昨年時点では、この特例措置を活用している自治体は4か所となっておりますけれども、このような仕組みをお示しているところでございます。この仕組みの中で言われております短時間保育士とは一体何なのだ、もう一つの常勤保育士とは一体どうなっているのかというところでございますが、2つ目のブルーの囲いでございます。

短時間保育士につきましては、令和3年3月の通知の中で、ポピンズさんからの資料といえましょうか、プレゼンテーションといえましょうか、その中にもございましたけれども、1日6時間未満、または月20日未満勤務する保育士をいうというのがまずあって、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間、例えば週40時間というような定めがあるとした場合に、そういった勤務時間を下回る人のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士を含むという定義にしています。

つまりここでいう特例で認められている短時間保育士というのは、6時間未満ないしは

月20日未満の勤務を原則としつつ、一方で、就業規則は仮に40時間となっていて、その勤務時間を下回るということですから、例えば32時間だというような場合、かつ月20日以上勤務される人はどうなるのだと、常勤にも該当せず、かつ短時間保育士にも該当しないのではないかとすることを回避するために、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する人も短時間保育士に含めて構わないという形で解釈をお示ししているところがございます。

ただ、逆に申し上げますと、このように短時間保育士については通知の中で定義をお示ししておるのですが、では、常勤保育士とはどうなのだという事についての具体的な定義はお示しをしておりません。そうした中で、自治体の中では、短時間保育士の中でも定義の肝といえましょうか、前半の部分でございます、この1日6時間未満、または月20日未満勤務する保育士という短時間保育士の定義、こういったものを踏まえまして、常勤保育士というのは、その逆というのが正確な言い方かどうか分かりませんが、短時間保育士の定義の6時間未満月20日未満というのを踏まえて、常勤保育士というのは1日6時間以上月20日以上勤務する者と解釈している事例があると受け止めております。

そうすると、その結果として、これはポピンズさんの資料の中にもございましたけれども、それなら自治体に存在する保育所においては、仮に週4日勤務制を導入しようとした場合に、例えば1日10時間で週4日勤務とすれば、週40時間の勤務にはなるのですが、ただ、勤務日数が月16、単純に4週間と考えると月16日という勤務になりますので、そうすると、1日6時間以上月20日以上が常勤だと解釈しているところでは、そういった週4日勤務の勤務形態の方は常勤保育士に当たらなくなってしまうような状況が発生しているとの御指摘であり、そういう現実があるということだと思えます。

今までお示ししている特例措置の通知の中における短時間保育士の定義でございますが、そういった現状を踏まえてどうするかということでございます。確かに勤務形態というのはこういった分野でも多様化しているということ。さらにそうした中で多様な働き方を選択できるようなことを提供して保育士確保を円滑に行っていくという視点から、子供を長時間にわたって保育できるということは、子供との関わりは原則ではあると思うのです。その一方で、こういった週4日といった勤務形態にも対応できるように、短時間保育士として従来お示ししてきた定義なり、あるいは特に具体的な定義を示していないところではございますけれども、常勤保育士の定義の見直し、ないしは明確化、そういったものについて対応を検討してまいりたいというのが、今の私どもの考えでございます。

次のページは、通知の該当部分とかでございますので、割愛をさせていただきます。

厚生労働省からの御説明は以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、内閣府さんから常勤保育士の定義と、その取扱いについて御説明をお願いします。内閣府子ども・子育て本部の参事官でいらっしゃいます丸山浩二様、よろしくお願いします。

○内閣府（丸山参事官） ただいま御紹介に預かりました内閣府の参事官をしております

丸山と申します。

「公定価格における処遇改善等加算Ⅰの常勤職員の定義及び取扱い」という表題とさせていただきますが、ここの公定価格という言葉は、私立保育所に対して各市町村さんから支払われる委託費のことを指しております、委託費の中に処遇改善等加算Ⅰという加算が設けられております。

その加算というのは、その概要の1つ目の○にございますとおり、各施設ですとか事業所、典型的には保育所でございますけれども、各保育所でお務めをいただいている保育士さんの平均経験年数が高くなればなるほど、できるだけ経験を豊富に積まれている方という施設に対しては加算率を高くするというような加算がございます。

この平均経験年数というものを施設ごとに算出いただくわけですが、この算定に当たっては、施設、事業所に勤務する全ての常勤職員の勤務年数の平均値を用いるといたしております。ここで常勤職員という言葉が出てくるわけでございますけれども、2つ目の○にございますとおり、常勤職員というのは、各施設、事業所の就業規則などの定めによって様々でございますので特段定義を定めることなく、各施設における定めに従って常勤職員という方を判断するという仕組みになっておりました。

※のところでございます、常勤職員と就業規則に定められていないカテゴリーの方であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している方というのは、この平均経験年数の算定に当たっては、常勤職員でなくても、この算定の基礎に含めるということにしておるところでございます、こちらにつきましても、先ほどポピンズ様から不具合と申しますか、週休4日制への対応において問題が生じているという御指摘を頂戴いたしました。こちらにつきましては厚生労働省さんから先ほど御説明がございましたとおり、短時間保育士の関係と合わせまして、私どものほうでも必要な対応ということを平仄を取りながら検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、ここから質疑応答に入りたいと思います。御意見・御質問等のある方は、いつもどおりZOOMの手を挙げる機能でもってお示しください。こちらから御発言を促したいと思います。それではいかがでしょうか。

まずは中室委員、お願いします。

○中室座長代理 発言の機会を与えていただき、どうもありがとうございます。

厚生労働省さんに確認したいのですが、常勤保育士についての定義というのは定められていなくて、今後、それについて改革していくということなのですか、それはどういう方向になるのでしょうか。先ほどポピンズさんから提案があったように、月20日以上という、そこを外すという理解でよろしいでしょうか。

もう一つ質問があるのが、自治体によってローカルルールを条例で設けているところがあるということなのですか、それについて見直しをするというか、厚生労働省のほ

うから何か働きかけをしていただけるという可能性はあるのでしょうか。

以上の2点についてお願いいたします。

○大槻座長 ありがとうございます。

それでは、厚労省さん、お願いします。

○厚生労働省（野村審議官） 現時点で、ポピンズさんからの御提案をそのままいくのかどうかというのは、なかなかコミットしがたいところがございますけれども、ただ、週4日制という観点から、ここの解釈といったものがつかえ棒になっているという御指摘も重々踏まえた上で、どのようなやり方をしていくのかというのを考えていくかが一つの方向性というか、スタンスかなと考えております。

それと、自治体でいろいろ解釈がばらけているところがございますが、それは当然対応をお示しする際には、自治体に常勤について今まで何も考えを示していなかったけれども、要するにこういうことですよという形で数値などをお示しして、考え方についての浸透を図っていきたいと考えております。

○中室座長代理 ありがとうございます。

1点だけ追加で、見直しのスケジュール感というのは、どういう感じになるのか教えていただいてよろしいでしょうか。

○厚生労働省（野村審議官） 現時点で確定的にいつまでというのを持てているわけではございませんが、そこはいろいろ現場の御意見とかもお聞きしながら検討していきたいと考えております。

○大槻座長 御意見を伺いながらということなのですが、そうすると、まず、アンケートを取るとか、あるいは有識者会議を新しく立ち上げるとか、どういうプロセスで、どれくらいで決まっていくのですか。

○厚生労働省（野村審議官） 全国の施設にアンケートをとったりとか、よく制度改正の検討の際にございます有識者会議とかを開いて相応の時間をかけてとか、そこまでのことは考えておりません。もうちょっと実務的に考えていくという感じかなと思っております。

○大槻座長 中室委員、いかがですか。

○中室座長代理 今の審議官がおっしゃったとおり、そんなに深刻に考えるようなことではないのではないかと私も思うので、可及的速やかに対応していただけたらと思います。

以上です。

○大槻座長 ありがとうございます。

今、水町委員からも、失礼しますということなのですが、実態とニーズに合った見直しをお願いしますということを伝言でいただいていますので、そちらも併せてよろしく願います。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

まず、村上委員からお願いします。

○村上専門委員 1点目は、今、中室さんが御質問されたことと同じで、検討体制とスケ

ジュールを聞きたかったのですけれども、今の御回答でスケジュールは明確には言えないけれども、そんなに長くはないということなので、2年も3年もかからず、こども家庭庁ができて、すぐに改正されるのだろうという見込みを持っています。そんなスケジュール感でお願いできればと思います。

それと、先ほどローカルルールの御指摘を中室さんからされましたが、これは通知を出すだけで条例の上書きができない可能性があるので、条例の上書きを強く求めるような例えば法改正であったり強い指導をやって、何年以内に全自治体の条例の改正が見直されるというスケジュールの目標を立てて、ぜひ通知なり対策を取っていただければと思います。

私からは以上です。ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

厚労省さん、いかがですか。コメントがございましたらお願いします。

○厚生労働省（野村審議官） 月20日以上勤務とかというのが、自治体さんとして事例があるという御質疑が条例で担保されているのかどうかというのは、私どももそこは知見がございません。なぜかという、配置基準の基準省令上、人員配置基準というのは、もともと法律で自治体がそれによるべき基準、それによらねばならない基準とされておりますので、基本、それに対して上乘せで何か、少なくとも条例レベルで上乘せで規制するということは想定をされておられません。ただ、解釈がばらつく可能性はありますので、基準というものの扱いとして、よるべき基準とされていることも踏まえると、基本的には通知で今まで条件等をお示ししていなかったのだけれども、これはこういうことですから、これに合わせて解釈してくださいというのが、まずは先決かなと考えて、先ほどお答えを申し上げた次第でございます。

○村上専門委員 ありがとうございます。了解しました。

先ほどのポピンズさんの説明だと、いわゆる常勤保育士の定義がないので、常勤職員の定義を代用しているようなこともあったので、それはそうではなくて、常勤保育士はこういう定義だよと通知していただいて、それで上書きできるなら、それでいいと思いました。

○大槻座長 ありがとうございます。

続きまして、菅原委員、お願いします。

○菅原委員 この検討を速やかに進めていただけるということですが、どういう計画で進められるかが決まったところで、ぜひ具体的に教えてください。

もう一つ、保育に関していろいろなローカルルールがあり、これまでも厚生労働省様が対応してきてくださったところです。

保育サービスは、ユーザー側も事業所側も自治体・圏域を越えた連携を要するサービスであり、広域で待機児童を解消していているという事実もあります。そうしたときに保育士確保は、長年厚生労働省様のほうでも様々な施策を取り組んできたところでもあり、ぜひ速やかに進めていただきたい。保育の質を確保するために、保育士という有資格者に厚生労働省さんはこだわってきたと思いますので、短時間保育士を有効に活用するという

ことと、保育士側、働く側の立場に立った多様な働き方をぜひ実現して、潜在保育士の方が働こうという意欲が出てくるような環境をつくっていただきたいと思います。

○大槻座長 ありがとうございます。

厚労省さん、今の点について、コメント等がございましたらお願いします。

○厚生労働省（野村審議官） スケジュールは先ほど申し上げた今確たるものを申し上げられませんという話だったのですが、また、動き等を起こす際には内閣府の事務局を通じて情報が行くように、どのようにすればいいとか、そこはまた内閣府さんのほうとも御相談させていただきたいと思います。

それと、今回、この常勤、あるいは短時間保育士、こういったものの今後の在り方といいますか、運用といいましょうか、そういったものを検討するに際しましては、働き方というところもありますし、その一方で、就学前の子供たちと関わる保育の質の確保というのも私どもとしては大事にしたいところもありますので、その両立が図れるようなところを考えながら模索をしていきたいと考えております。

○大槻座長 菅原委員、よろしいですか。

○菅原委員 大丈夫です。ぜひとも速やかに前向きに検討いただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○大槻座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どなたかございますでしょうか。

森委員、お願いします。

○森専門委員 簡単に感想だけなのですが、本当に働く女性にとっては、ここが生命線、今、私の多くの同僚たちもみんな、本当に非認可でもいいからといって預けているような状況があるのです。その中で、今、お話聞いた限りでは、結構悠長な感じだなというのが正直なところで、速やかにとおっしゃっておりますけれども、もし、本当に女性が働く社会を求めていくのであれば、待たないでほしいと思います。うちの子供も本当に大きくなってよかったなと思いますけれども、危ないシーンがたくさんありましたので、そういう意味では、本当に国が支えていただくといったようなところを求めざるを得ないと思います。感想でした。

○大槻座長 ありがとうございます。

せっかく内閣府さんにお越しいただいているので、ちょっとだけ補足で教えていただきたいです。公定価格における処遇改善加算なのですが、これは常勤でない短時間保育の方は、全くこういった制度が受けられないということですか。ゼロ1で決められてしまっているのですか。

○内閣府（丸山参事官） 先ほど申し上げたとおり、平均経験年数というのに応じて加算率を変えるという仕組みにしておりますが、加算額自体は、どうやったら加算するかということ自体は平均経験年数に応じて変わりますけれども、保育士さんに定員、お子さんの定員がありまして、実際に利用されているお子さんの数に応じて加算の額が決まりまして、

それに経験年数が高ければちょっと上乘せをするという形になっています。それで算定された加算額をどのように配分するかというのは、特に縛りはございませんので、そういう意味では、ここでいう常勤職員の方以外には加算がつかないとか、常勤職員ではない方には加算として渡してはいけないとかというものではございません。ちょっと制度が込み入っております。

○大槻座長 分かりました。ありがとうございました。

そうすると、短時間勤務の方でも、これは年数に応じて短時間であれば、それに応じた形ではいただけるということでしょうか。

○内閣府（丸山参事官） 個人ベースではなくて、施設に対して、この施設はたくさん経験豊富な方がいらっしゃるの、普通よりも高い単価でお支払いしますということなのです。施設が個々の保育士さんにどのようにお金を賃金として配分されるかは、それは各施設さんでお決めいただいております。

○大槻座長 分かりました。ありがとうございました。

○菅原委員 今の件ですが、そのためにも今回急いで取り組んでいただく常勤の職員の定義をしていただかないと、実際、個人へ分配される処遇は個人ですが、事業者に対する加算につながらないと思うので、そこもきちんと整理していただいたほうがいいと思います。

ポピンズさんが手を挙げています。

○株式会社ポピンズ（松岡執行役員） ポピンズの松岡でございます。今おっしゃっていただいたとおりでございます。非常勤の者については、これはたとえば経験があつて保育士資格を持っているとしても、ここは加算金は得られない形になります。ですので、ここについても御検討いただければと、非常勤の人間についても経験があれば、その分の加算をいただけるのであれば、経験ある人間が使えますので、そういった改革を御検討いただければと思います。

○大槻座長 ありがとうございます。

○内閣府（丸山参事官） よろしいですか。そこはお話が少し混在しているかなと思っております。先ほど申し上げましたとおり、お子さんに接している時間の長い方が経験が高い方であれば、その施設については加算をいたしますという考え方でございますので、例えば非常に短時間で勤務されている方が経験が長かったとしても、その方が実際のお子さんに触れている時間というのは非常に短いものですから、そこを変えてくださいというのはなかなか難しいかなと思います。常勤・非常勤の定義の話では、話の御要望と違うことまで含んでしまっているかなと思ったので、そこは私どもの受け止めは、そのように受け止めさせていただきたいと思っております。

○大槻座長 分かりました。それはそういうことで我々も受け取っています。そこは混在しないように、我々もそういう理解しております。ありがとうございます。

ポピンズの轟様、どうぞ。

○株式会社ポピンズ（轟代表取締役社長） ちょっと松岡の補足をさせていただきたいと

思います。確かに今のお話で混同されたかと思えますけれども、私たちが申しておりますのは、長い時間の保育といったことを前提でお願いしたいというのはもちろんそのとおりでございます。週4日といったことで短くなるというお話ではございません。同じ6時間掛ける20日、120時間ちゃんとお子様と接している。その定義をしっかりと常勤として定めていただきましたら、同じ質でお子様と向き合える、それが5日なのか4日なのか、そういうところの日数といったところでの課題提議でございましたので、その辺だけ訂正をさせていただきます。ありがとうございます。

○大槻座長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。それでは、議論はここまでとさせていただきたいと思えます。

本日、御出席いただきました株式会社ポピンズ様、そして、厚生労働省様、内閣府の皆様には御説明及び質疑応答への御対応をありがとうございます。

皆さん御存じのとおり、保育所などにおける待機児童の問題は相当緩和されていますけれども、ただ、人手不足というのは非常に深刻だということを我々も理解しているところであります。保育の質の向上も求められる中で、現役の方とともに、今日も御説明いただきました潜在保育士の方々も、ぜひとも現場で活躍をしていただきたい。そのための環境整備として今日の議題は重要だと思っております。

短時間保育士の活用、そして、週休3日制の導入、柔軟に勤務時間や勤務日数を選択できるようにする。潜在保育士の方々のニーズに合致した施策であることは間違いのないと思えますので、厚生労働省様及び内閣府様におかれましては、本日の議論を踏まえて、短時間保育士及び常勤保育士の定義の見直し、明確化を含めた措置について、本当に速やかにスピード感を持って実施していただきたいと思えます。

また、取組に当たりましてですけれども、自治体の現場が変わらないことには意味がございませんので、国の取組を受けた各自治体における実態の把握のほうをしていただいて、実効性のある措置ができるようにということも併せてお願いしたいと思えます。

ありがとうございます。本日の議事は全て終了しましたので会議を終了いたします。

今後の日程につきましては、事務局より追って連絡をしたいと思えます。

本日は、皆さんお忙しい中、御出席ありがとうございます。ちょっと委員の皆さんは残っていただければと思います。